

次世代育成支援対策推進法

- 急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けた時限法。平成17(2005)年4月から施行。地方公共団体、事業主は、次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定。
- 令和7(2025)年3月が法律の期限。

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- 地方公共団体は、行動計画策定指針に即して、地域の次世代育成支援対策に関する行動計画を策定。

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

※このほか、地域における次世代育成支援対策の推進のため、次世代育成支援対策地域協議会を組織することも可。

事業主行動計画の策定・届出

- 事業主は、行動計画策定指針に即して、労働者の職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、行動計画を策定。

①一般事業主行動計画（企業等）

- ・ 大企業（301人以上）：義務
- ・ 中小企業（101人以上）：義務（平成23年4月～）
- ・ 中小企業（100人以下）：努力義務

※一定の基準を満たした企業を認定（くるみん認定等）

※次世代育成支援対策推進センターによる相談・援助等あり

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体等）

○ 令和6年通常国会に、以下を内容とする改正法案を提出予定。

・ 一般事業主行動計画・特定事業主行動計画において

①育児休業の取得の状況や勤務時間に関する数値目標設定 ②PDCAサイクルの実施 を義務付け。

・ 法律の期限を10年間延長。

○ これを受け、「行動計画策定指針」(告示)についても、法案成立後、改定予定。←改定にあたっては、子ども・子育て支援等分科会の意見を聴く必要あり

○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）抄

第七条 略

2・3 略

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 略

○こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
子ども・子育て支援等分科会	一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二 <u>次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び子ども・子育て支援法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>
略	